

## 一般社団法人全麵協 災害被災者支援要綱

1. 一般社団法人全麵協（以下「全麵協」という。）は災害被災者の支援を行うため、会員から任意の寄付金を募る。
2. 募金依頼対象者は全麵協の会員であるが、営利目的に直接関係しない団体等や募金の趣旨使用目的に賛同した団体等からの申し出は受け入れる。
3. 被災者への支援のための募金活動及び支援活動は長期に継続して行う。
4. 全麵協の会員から募った寄付金を元に全麵協の会員が被災者への支援活動に対して費用の一部を交付する。
5. 会員等からの寄付金総額から交付額を決定する。
6. 被災者への支援活動を実施した会員からの交付申請に基づき交付額を決定する。
7. 交付金を申請する会員は、「災害被災者支援活動資金の交付金申請書」（別記様式第1号）及び「災害に係る支援活動報告書」（別記様式第3号）を当該所属支部経由にて全麵協に提出しなければならない。
8. 交付金の申請は随時受け付ける。ただし、決定は一定の期間を定めて、期間ごとに実施する。審査決定はできるだけ速やかに申請者に通知するものとする（別記様式第2号）。
9. 全麵協主導による被災者への支援活動を実施する場合は寄付金や募金活動からの資金を活用する。
10. 全麵協への寄付金や募金から直接、被災者支援活動する団体等へ寄付することもできる。
11. 被災者支援募金及び支援活動資金交付等について、必要があれば「実施方針」を定めることができる。
12. この要綱の定めのない事項は地域振興部において決定する。

（附則）

1. 本要綱は、平成24年4月25日から実施する。
2. 本要綱は、平成28年7月14日から実施する。